平成２１年（フ）第９３０８号
大阪市大正区三軒家東１丁目13番４号
債務者　正木鑛次郎
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３４７号
大阪市淀川区塚本４丁目16番56号
債務者　藤井　元彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９３６９号
大阪市平野区平野西１丁目２番30号　附野マンション302
債務者　坂口　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０１号
大阪府枚方市山之上３丁目２番30―202号
債務者　西村　賢二
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０４号
大阪市此花区梅香２丁目14番９号
債務者　加納　　竜
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４０６号
大阪市東住吉区今川７丁目10番４号　コーポ今川401号
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４１３号
大阪府豊中市柴原町２丁目８番11―202号
債務者　垣内三津子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９４１８号
大阪市西淀川区姫島１丁目24番22―610号
債務者　大谷こと　李　素英子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９７５号
堺市北区百舌鳥梅町３―50―９グリーンハイツＡ102号室、申立時の住所堺市北区中百舌鳥町５―794―２―204多田方、住民票上の住所大阪府富田林市加太３丁目５番８号　ロイヤルハイツ102号
債務者　多田　　聡
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０６８号
大阪府羽曳野市南恵我之荘３丁目２番29―207号
債務者　坂本設備こと　坂本　　健
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４５号
大阪府松原市田井城１丁目126番地の78
債務者　中谷　陽子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１４６号
堺市南区原山台５丁１番16―107号
債務者　藤本　政男
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４６号
大阪府富田林市楠町１番29号
債務者　湊　けい子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３１４号
堺市南区宮山台１丁６番15―209号、前住所堺市南区茶山台２丁１番13―106号
債務者　岡野奈美子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１３８９号
堺市南区宮山台２丁１番８―207号
債務者　稲垣さち子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４１１号
大阪府羽曳野市古市1394番地117棟695号
債務者　上村　善春
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１４４９号
堺市南区桃山台２丁８番２―102号
債務者　堀　　久志
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係